神戸町告示第　号

〇神戸町次世代自動車購入費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地球温暖化対策の一環として、町内において環境性能に優れた次世代自動車の普及を図り、家庭から排出される温室効果ガス排出量の排出削減を目的とし、次世代自動車を新規購入する者に対し予算の範囲内で交付する神戸町次世代自動車購入費補助金（以下「補助金」という。）に関し、神戸町補助金等交付規則（昭和５４年神戸町規則第８号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとする。

（１）次世代自動車　別表第１に掲げる車両をいう。

（２）新車登録　自家用車として購入した次世代自動車について、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号。以下「法」という。）第８条の規定による新車登録及び法第６０条の規定による自動車検査証（以下「車検証」という。）の交付を受けることをいう。

（３）車両本体価格　付属品、特別仕様、保険、登録等の車両以外に係る費用並びに消費税及び地方消費税に相当する額を除いた車両の価格（車両の価格に値引きがある場合は、当該値引き後の価格）をいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、町内に居住し、非営利かつ自ら使用する目的で次世代自動車を購入した、次の各号のいずれにも該当する者で、神戸町税を滞納していない者とする。

（１）次に掲げるいずれの要件にも該当する個人であること。

ア　車検証に記載されている交付年月日前６月以上引き続き町内に住所を有し、住民基本台帳（昭和４２年法律第８１号）により記録されている者であること。

イ　次世代自動車の車検証の使用者として記載されている者であること。

（２）次に掲げるいずれの要件にも該当する事業者（国、地方公共団体及び独立行政法人を除く。）であること。

ア　町内に本社又は事業所等を有すること。

イ　次世代自動車の車検証に使用の本拠の位置として神戸町内が記載されていること。

（補助対象経費及び補助金の額）

第４条　補助金の交付対象となる経費は、購入した次世代自動車の車両本体価格とし、補助金の額は、別表第２に掲げるとおりとする。ただし、補助対象経費の額が別表第２補助金の額の欄に規定する額未満の場合は、補助の対象としない。

２　申請は、同一年度内において個人にあっては１回限り、法人にあっては３回限りとする。ただし、同一の車両に係る申請は、年度に関わらず１回限りとする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、車検証交付日後、当該年度内に、神戸町次世代自動車購入費補助金交付申請書兼実績報告書（第１号様式）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

（１）購入した次世代自動車の車検証の写し（電子化された車検証の場合にあっては、使用者の住所、登録年月日並びに使用の本拠の位置がわかる自動車検査証記録事項の写し）

（２）次世代自動車の車両本体価格が確認できるものの写し

（３）誓約書（第２号様式）

（４）その他町長が必要と認める書類

２　町長は、第１項の規定による申請を先着順に受け付けるものとする。ただし、受け付けた補助金の合計額が予算の範囲を超えるときは受付を停止することができる。

（交付の決定等）

第６条　町長は、前条第１項の申請があったときは速やかにその内容を審査し、適当であると認めたときは神戸町次世代自動車購入費補助金交付決定通知書（第３号様式）により申請者に通知するものとする。

２　町長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、条件を付することができる。

３　町長は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに神戸町次世代自

動車購入費補助金不交付決定通知書（第４号様式）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第７条　前条第１項の規定による通知を受けた者は、町長に神戸町次世代自動車購入費補助金交付請求書（第５号様式）を提出するものとする。

２　町長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第８条　町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（１）法令又はこの要綱若しくは交付決定に付した条件に違反したとき。

（２）提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の受給に関し、不正の行為があったとき。

（３）その他町長が適当でないと認めたとき。

２　町長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、申請者に対し、速やかに神戸町次世代自動車購入費補助金交付決定取消通知書（第６号様式）により、その旨を通知するものとする。

（補助金の返還）

第９条　町長は、前条第１項の規定により補助金の交付を取り消す場合において、既に補助金が支払われているときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（取得財産の処分）

第１０条　申請者は、補助金の交付決定に係る次世代自動車（以下「取得財産」という。）に係る新車登録の日から起算して４年以内に当該取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分届出書（第７号様式）を提出するものとする。

２　町長は、前項の届出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、処分の承認をし、その承認に条件を付したときには、財産処分承認通知書（第８号様式）により、その承認事項及び条件を申請者に通知するものとする。

３　町長は、第１項の規定により取得財産を処分した場合、取得財産の処分をしたことにより生じた利益の額と、取得財産に係る新車登録の日から処分の日におけ

る経過年数に応じ、別表第３に定める額との合計額について、交付した補助金額の範囲内でその全部又は一部を町に返還させることができる。

（調査）

第１１条　町長は、補助事業の適正な実施を図るため、必要な範囲において申請者に対し調査等を行うことができる。

２　申請者は、町長が前項の調査等を申し出た場合は、これに協力するものとする。

（委任）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が定める。

附 則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

（要綱の失効）

２　この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、第７条第２項の規定により交付を受けた補助金の返還については、なお従前の例による。

別表第１（第２条関係）

燃料電池自動車	搭載された燃料電池によって駆動される電動機を原動機とする四輪以上の自動車で、車検証に燃料電池自動車である旨が記載されているものをいう。
電気自動車	搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする四輪以上の自動車で、車検証において燃料の種類が電気と記載されているものをいう。ただし、超小型電気自動車を除く。
プラグインハイブリッド自動車	外部電源からの充電を可能とした内燃機関及びエネルギー回生機能を有する四輪以上の自動車で、車検証にプラグインハイブリッド自動車である旨が記載されているものをいう。

別表第２（第４条関係）

区分	補助金の額
燃料電池自動車	１台につき５万円
電気自動車	１台につき５万円
プラグインハイブリッド自動車	１台につき５万円

別表第３（第１０条関係）

新車登録の日からの経過年数	補助金返還額
１年未満	補助額全額
１年以上２年未満	補助額に４分の３を乗じて得た額
２年以上３年未満	補助額に４分の２を乗じて得た額
３年以上４年未満	補助額に４分の１を乗じて得た額